# 令和6年度から 国民健康保険税率・後期高齢者医療保険料率が変わります

**問合せ** 国保年金課保険担当(内線2653)・後期高齢者医療担当(内線2662)

#### 国民健康保険税の改定について

県では、市町村ごとに異なる保険税水準の統一を目指しており、本市も急激な負担増とならないように、段 階的に税率を改正しています。令和6年度の保険税率は下表のとおりで、保険税決定通知書は7月9日に発 送します。

国民健康保険税は、加入者一人ひとりの前年中の総所得金額に応じて「医療分・後期高齢者支援金等分・ 介護分しの3つの区分ごとに算出し、世帯で合算した上で、世帯主に賦課します。

	令和5年度		令和6年度		
	所得割率	均等割額	所得割率	均等割額	課税限度額
医療分	6.90%	27,000円	<b>6.80%</b> (-0.1%)	<b>27,500円</b> (+500円)	650,000円 (変更なし)
後期高齢者 支援金等分	2.30%	13,000円	<b>2.75%</b> (+0.45%)	<b>16,000円</b> (+3,000円)	<b>240,000円</b> (+20,000円)
介護分(※)	2.20%	16,000円	<b>2.40%</b> (+0.2%)	16,000円 (変更なし)	170,000円 (変更なし)
合計	11.40%	56,000円	<b>11.95%</b> (+0.55%)	<b>59,500円</b> (+3,500円)	<b>1,060,000円</b> (+20,000円)

※介護分は40~64歳の方のみ課税

### 後期高齢者医療保険料の改定について

後期高齢者医療制度では2年ごとに保険料率の見直しを行っています。令和6年度の保険料率が次のとお り改定となり、保険料決定通知書は7月9日に発送します。なお、年間の賦課限度額は73万円(注1)です。

均等割額 44,170円 → 45,930円

所得割額 8.38% → 9.03% (注2)

- (注1) 令和6年度中に75歳になり加入される方は上限80万円となります
- (注2) 賦課のもととなる所得金額が58万円(年金収入211万円相当)以下の方は、令和6年度に限り8.42% となります。

## 保険証及び保険税(料)決定通知書の送付について

保険証と国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の 決定通知書を送付します。有効期限が過ぎた保険証はご 自身で裁断等により処分するか、国保年金課又は両支所 福祉グループに返却してください。

なお、12月2日以降はマイナ保険証を基本とする仕組 みに移行するため、現行の保険証は廃止されます。

また、今回発送される保険証と12月1日までに発行さ れた保険証は、その有効期限(原則令和7年7月31日) まで引き続き使用できます。



#### 発送予定日

- 国保保険証 6月28日金
- 後期保険証 7月12日金
- ●保険税(料)決定通知書 7月9日(火) ※国保・後期とも